

食品表示等問題の状況について

1、発覚した全国の主な事案

- ・10月22日 阪急阪神ホテルズがメニュー表示の誤りを発表
(芝エビと表示しながら、バナメイエビを提供)
- ・10月31日 近鉄系のホテル・旅館がメニュー表示の誤りを発表
(和牛ステーキと表示しながら、豪州産の成形肉を提供)

2、県内の事案

県内では、10月22日に阪急阪神ホテルズがメニュー表示の誤りを発表して以降、不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」という）に違反する疑いのある10件の事案を把握している。

＜主な事案＞

大津プリンスホテル

- ・基準より乳脂肪分が多く含まれた乳飲料を「低脂肪牛乳」と表示。

土山サービスエリア等の売店

- ・近江牛ハンバーグにおいて、「近江牛100%」とポスターに表示していたが、実際には豚肉が30%含まれていた。
- ・近江牛しぐれ煮、近江牛みそ等において、「近江牛100%使用」と表示していたが、実際には他県産の牛肉が含まれていた。

イオンモール草津内のテナント

- ・「バタートースト」と表示していたが、実際には「マーガリン」を使用していた。
- ・「芝エビのチリソース」と表示していたが、実際には「バナメイエビ」を使用していた。

3、県の対応等

- ・10月30日 大津プリンスホテルにおいて、牛乳の表示が誤っていたとの新聞記事の掲載を受け、ホテルに出向き責任者と面会して事実確認を行う。
- ・11月 1日 阪急阪神ホテルズグループのボストンプラザホテル草津を訪問。責任者と面会して事実確認を行う。
- ・11月 6日 適切なメニュー表示等について下記4団体（約5800店舗）あてに知事名で要請。
 - ・一般社団法人滋賀県食品衛生協会
 - ・滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合
 - ・滋賀県喫茶飲食業生活衛生同業組合
 - ・滋賀県すし・料理生活衛生同業組合
- ・11月 6日 県のホームページで、事業者に向けた不当表示についての注意喚起を掲載し周知。
- ・11月26日～11月29日 表示の誤りが報告されているグループや系列の下記ホテル等を訪問。責任者と面会し、事実確認と景品表示法について啓発。
 - ・琵琶湖ホテル、長浜ロイヤルホテル
 - ・西武大津店、近鉄百貨店草津店、イオンモール草津

4、食品表示等に係る景品表示法の考え方

○概要

景品表示法では、商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制することにより、消費者がより良い商品やサービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守っている。

○不当表示の要件

商品・サービスの品質や価格について、「実際のものよりも著しく優良または有利」であると一般消費者に誤認される表示が行われると、一般消費者による商品・サービスの自主的かつ合理的な選択が妨げられることになる。

このため、景品表示法では、一般消費者に誤認される下記の表示を不当表示として禁止している。

優良誤認	商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示 (例: 外国産牛肉を国産ブランド牛(近江牛)とメニューに表示する)
優利誤認	商品・サービスの価格その他の取引条件についての不当表示 (例: 「今なら半額」と表示していたが、実際には常にその価格であった)

景品表示法に規定する「著しく優良」であると示す表示に当たるか否かの判断は、業界の慣行や表示を行う事業者の認識によるのではなく、表示の受け手である一般消費者に「著しく優良」と認識されるか否かという観点から判断される。

○違反行為に対する権限

・消費者庁

景品表示法に違反する行為を行った事業者に対し、違反する行為を取りやめさせたり、再発防止策を講じさせることなどの措置命令ができ、その内容について公表も行う。

・都道府県

景品表示法に違反する行為を行った事業者に対し、行為の取りやめなどに必要な事項を指示することができる。

・市町村

権限を有していない。

○不適切な表示を行っている事業者への取組

- ・消費者等からの情報提供が寄せられた事業者に対して、当課の職員が立入検査を行い、メニューが実際の食材と異なる不適切な表示があった場合には、事業者に対して指導を行っている。
- ・事業者自身が調査を行い、メニューが実際の食材と異なる不適切な表示があったと自社ホームページ等で公表している場合には、事業者から報告を求め事実確認を行った上で、適切な措置を行っている。

5、今後の方針

県としては、今後とも食品衛生法やJAS法の関係部局、さらには、消費者庁や近隣の府県とも連携を図りながら、適切な表示が行われるよう、違反者に対する指導や関係法令の遵守についての啓発など、必要な措置を行っていきたいと考えている。

要 請 書

全国のホテル等において、メニュー表示等とは異なる食材を使用した料理を消費者に提供していた事例が多数報告されています。

品質や内容、価格に関する情報は、消費者が商品やサービスを選択する上で重要な判断材料であります。また、アレルギー物質の表示は健康被害の防止を図るものであり、こうした情報は消費者に正しく伝える必要があります。

そのため、景品表示法、食品衛生法等では不適切な表示を行うことを厳しく規制しています。

については、今回の事案を踏まえて、これらの法律による不適切な表示禁止の重要性を再認識していただくとともに、メニュー表示等について再点検し、法令遵守の上、適切な表示に努めていただきますよう要請します。

平成 25 年(2013 年)11 月 6 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子



[ホーム](#) > [県政情報](#) > [県の概要](#) > [組織案内](#) > [県民活動生活課](#) > 景品表示法に基づく品質、内容、価格等に関する不当表示についての注意喚起について

更新日:2013年11月6日

景品表示法に基づく品質、内容、価格等に関する不当表示についての注意喚起について

事業者のみなさまへ

全国のホテル等において、メニュー表示とは異なる食材を使用した料理を消費者に提供していた事例が多數報告されています。

品質や内容、価格に関する情報は、消費者が商品やサービスを選択する上で重要な判断材料であり、消費者に正しく伝える必要があります。

そのため、不当景品類及び不当表示防止法(以下、「景品表示法」という。)では、商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制しています。

事業者のみなさまにおかれましては、今回の事案を踏まえて、景品表示法に定める不当表示禁止の重要性を再認識していただき、適切な表示に努めていただきますとともに、メニュー表示等について再点検いただきますようお願いいたします。

[事業者団体への要請文\(PDF:8KB\)](#)

[景品表示法の詳細について\(消費者庁HPへリンク\)](#)

[景品表示法ガイドブック\(消費者庁HPへリンク\)](#)

[事業者からの景品、表示に関する相談について\(消費者庁HPへリンク\)](#)

<景品表示法に関する問い合わせ先>

[消費者庁表示対策課\(外部サイトへリンク\)](#) TEL 03-3507-8800(代表)

滋賀県総合政策部県民活動生活課 TEL 077-528-3412 FAX 077-528-4840

[滋賀県消費生活センター](#) TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

お問い合わせ

滋賀県総合政策部県民活動生活課

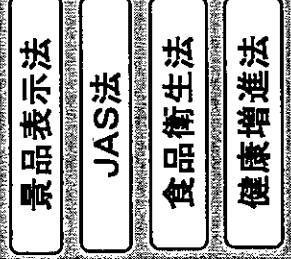
電話番号: 077-528-3412

ファックス番号: 077-528-4840

メールアドレス: shohi@pref.shiga.lg.jp

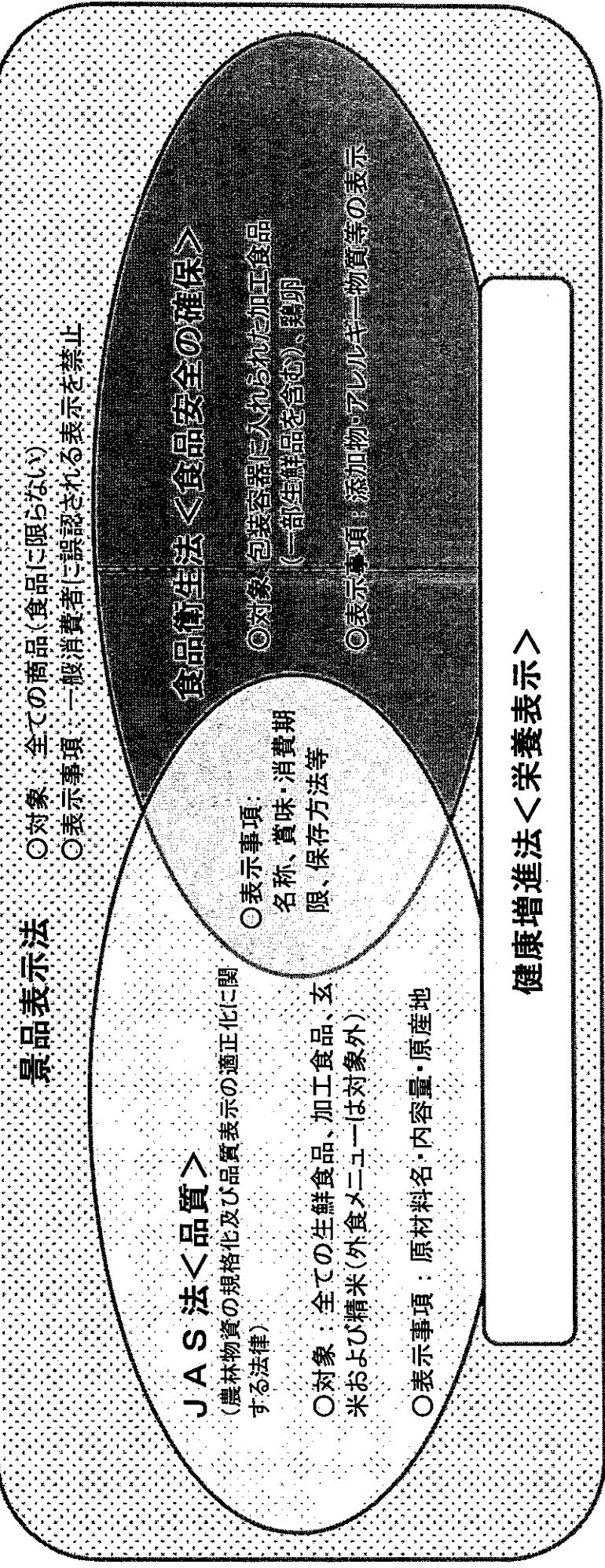
食品等の表示について

参考資料



- 商品表示法　商品・サービスの品質や価格について、実際よりも著しく優良または有利と見せかける不当な表示を禁止する。
- JAS法　食品の原材料や原産地などの品質に関する適正な表示を義務づけている。
- 食品衛生法　飲食に起因する衛生上の危害発生を防止する。
- 健康増進法　栄養の改善その他の国民の健康の増進を図る。

表示の対象と表示事項のイメージ



※食品表示法：食品衛生法、JAS法および健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して、食品の表示に關する包括的かつ一元的な制度を創設。
(平成25年6月公布。2年以内に施行。)